

労働保険とはこのような制度です

(問) 労働保険制度とはどのようなものですか。あらましをお教えください。



(答) 労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険

料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇つていれば適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは、労働者が業務上の事由または通勤によつて負傷したり、病気にかかつたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の適用事業となつた場合には、労働保険関係成立届を所轄の労働基準監督署または公共職業安定所に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付することとなります。また、雇用保険の適用事業となつた場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保

被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。以上のように、労働保

險は政府が管理し、運営する強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇つていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

自主的に成立手続きを行わない事業主に対しても、行政庁の職権による成立手続き及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡つて労働保険料を徴収することになります。

お近くに万が一労働保険制度についてご存じない事業主さんがお見えになりましたら、是非教えてあげてください。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面）

（052）961-8653

安全衛生係（安全衛生課）

（052）961-8654

労災保険係（労災課）

（052）961-8655